令 和 6 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令 和 6 年 第 3 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日　　時　　令和６年３月２２日（金）　午後２時から
場　　所　　教　育　委　員　会　大　会　議　室

日程第１　　会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
　　中村　通宏

日程第２　　議　　案

議案第１号　我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について　（学校教育課）

議案第２号　我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について　（学校教育課）

議案第３号　我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定について（別冊）
（図書館）

日程第３　　諸　　報　　告

日程第４　　議　　案

議案第４号　我孫子市教育委員会人事異動について　（総務課）

目　　次

議案第１号　我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について　・・・・　1

議案第２号　我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について　・・・・　3

議案第３号　我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定について（別冊）　・・・・　１４

議案第４号　我孫子市教育委員会人事異動について（別冊・当日配布）　・・・・　１５

議案第１号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和６年３月２２日提出

我孫子市教育委員会

教育長　丸　　智　彦

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正され、新たに子育て部分休暇制度が設けられたことから、教育長が行う休暇の承認に、職員の子育て部分休暇を追加するため、提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和３９年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休暇） 第43条　略 ２及び３　略 ４　職員の結核性疾患による療養休暇**及び子育て部分休暇**は、教育長が承認する。 ５　略	（休暇） 第43条　略 ２及び３　略 ４　職員の結核性疾患による療養休暇は、教育長が承認する。 ５　略

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

議案第２号

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和６年３月２２日提出

我孫子市教育委員会

教育長　丸　　智　彦

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、職員の育児休業等に関する条例等が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたこと、並びに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正され、子育て部分休暇制度が設けられたことから、新たに子育て部分休暇の扱いを規定し、様式を追加するほか、育児休業延長に関する様式を改正するため、提案するものです。

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

我孫子市立学校職員服務規程（昭和３９年教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休暇） 第10条　略 ２から７まで　略 **７の２　職員は、勤務時間規則第15条の２の規定により、子育て部分休暇の請求をしようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（第10号様式の２の２）に当該請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証する書類を添え、校長を経由して教育委員会に提出しなければならい。** **７の３　職員は、子育て部分休暇の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届（第10号様式の２の３）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。** **(1)　産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。** **(2)　当該子育て部分休暇の承認に係る子が死亡したとき。** **(3)　当該子育て部分休暇の承認に**	（休暇） 第10条　略 ２から７まで　略

係る子が職員の子でなくなつたとき。 **(4)　当該子育て部分休暇の承認に係る子を養育しなくなつたとき。** **７の４　前各項に規定する書類の提出があつたときは、校長は、子育て部分休暇の承認について（副申）（第10号様式の２の４）又は子育て部分休暇に係る子の養育状況の変更について（副申）（第10号様式の２の５）を添えて教育委員会に提出しなければならない。**	
８　略 （育児休業） 第10条の３　略 ２から４まで　略 ５　職員は、育児休業又は育児短時間勤務の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届を、校長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (1)から(4)まで　略 ６及び７　略	８　略 （育児休業） 第10条の３　略 ２から４まで　略 ５　職員は、育児休業又は育児短時間勤務の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届**（第10号様式の６）**を、校長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (1)から(4)まで　略 ６及び７　略

第１０号様式の２の次に次の様式を加える。

第10号様式の２の２（第10条第７項の２）

（表）

<table>
<tr><td colspan="5">子育て部分休暇承認請求書
年　月　日
我孫子市教育委員会　様
所　属
職　氏　名
（職員コード　　）
私は、下記により子育て部分休暇の承認を請求します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１　請求に係る子</td><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>続　柄　等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生　年　月　日</td><td colspan="3">年　月　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　請求期間及び時間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>□毎　日
□その他
（　）</td><td colspan="2">午前　時　分～　時　分
午後　時　分～　時　分</td></tr>
<tr><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>□毎　日
□その他
（　）</td><td colspan="2">午前　時　分～　時　分
午後　時　分～　時　分</td></tr>
<tr><td>３　備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注

１　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。

２　子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

３　該当する□には✓印を記入すること。

（裏）

氏　　名
職員コード

子育て部分休暇の承認の取消しを請求する日時			時間数	取　消 請求日	取　消 承認日	備　　考
日　付	午　　前	午　　後				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分			

第10号様式の２の３（第10条第７項の３）

養　育　状　況　変　更　届

年　　月　　日

様

所　属
職氏名

次のとおり　子育て部分休暇　育　児　休　業　育児短時間勤務　部　分　休　業　に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

１　届出の事由

□　育児休業等に係る子を養育しなくなつた。

□　同居しなくなつた。　　□　負傷・疾病　　□　託児できるようになつた。

□　その他（　　）

□　育児休業等に係る子が死亡した。

□　育児休業等に係る子と離縁した。

□　育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

□　育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

□　育児休業等に係る子についての民法第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

□　育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第１項第３号の規定による措置が削除された。

□　その他（　　）

２　届出の事由が発生した日

年　　月　　日

注　該当する□には✓印を記入すること。

第10号様式の２の４（第10条第７項の４）

第　　号
年　　月　　日

我孫子市教育委員会　様

校長

子育て部分休暇の承認について（副申）

このことについて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１５条の２により子育て部分休暇承認請求書の提出がありましたが、下記の事項を確認し副申します。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">該当職員</td><td>所属</td><td colspan="3"></td><td>職名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td><td>年齢</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>請求に係る子</td><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>請求期間</td><td colspan="7">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>請求時間</td><td colspan="7">□ 毎日　　□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td>託児の態様</td><td colspan="7">□託児施設　　（託児時間：　　時　　分～　　時　　分）
□その他（　　）　（託児時間：　　時　　分～　　時　　分）</td></tr>
<tr><td>通勤時間</td><td colspan="7">時間　　分（託児先を経由する時間を含む）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="7">（請求者以外の当該子の親が子育て部分休暇その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合及び託児の態様、通勤の状況以外に子育て部分休暇を必要とする事情がある場合には、その内容を記入すること。）</td></tr>
</table>

（注）該当する□には✓印を記入

第10号様式の２の５（第10条第７項の４）

第　　号
年　　月　　日

我孫子市教育委員会　様

校長

子育て部分休暇に係る子の養育状況の変更について（副申）

このことについて、養育状況変更届の提出がありましたので、下記の事項を確認し副申します。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">該当職員</td><td>所　　属</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>職・氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>請求に係る子</td><td>氏　　名</td><td></td><td>続柄</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>届出の内容</td><td colspan="6">□　休暇に係る子を養育しなくなった
□同居しなくなった　　□負傷・疾病
□その他（　　）
□　休暇に係る子が死亡した
□　休暇に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む）
□　休暇に係る子との親子関係が特別養子縁組により終了した
□　その他　（　　）</td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="6">□　職務復帰　　□　その他（　　）</td></tr>
</table>

（注）該当する□には✓印を記入

第１０号様式の５を次のように改める。

第10号様式の５（第10条の３第１項及び第２項）

育児休業（育児休業延長）承認請求書

年　　月　　日

千葉県教育委員会　様

所　属
職氏名
（職員コード　　）

私は、下記により 育児休業の承認 / 育児休業の期間の延長 を請求します。

１　請求に係る子	氏　　名	
	続　柄　等	
	生　年　月　日	年　　月　　日生
２　請求の内容	□　育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） □　同一の子に係る３回目以後の育児休業の承認（既に２回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項各号に掲げる育児休業を除く。）をした場合のものに限る。以下同じ。） □　育児休業の期間の最初の延長 □　育児休業の期間の再度の延長 ※同一の子に係る３回目以後の育児休業の承認、育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入 （　　）	
３　請求期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	
４　既に育児休業をした期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	
５　備　　考		

注

１　この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。

２　請求に係る子の出生前に請求する場合は、「３　請求期間」欄には出産予定日以降の期間を記入し、「１　請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。

３　「５　備考」欄には、請求に係る子以外に３歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が発生した日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

４　該当する□には✓印を記入すること。

第１０号様式の６を削る。

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

議案第３号

我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）の策定について

我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）を別冊のとおり策定する。

令和６年３月２２日提出

我孫子市教育委員会

教育長　丸　　智　彦

提案理由

読書活動を推進することにより、子どもが心豊かに成長し、自ら考え、課題解決でき、自立した人生を送る手助けになることを目的として策定した我孫子市子どもの読書活動推進計画（第一次）の計画期間が令和５年度で終了することから、令和６年度から令和１０年度を計画期間とする我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）を策定するものです。

議案第４号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

令和６年３月２２日提出

我孫子市教育委員会

教育長　丸　　智　彦

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第４条第９号の規定に基づき、令和６年４月１日付けで人事異動を行いたく提案するものです。